

教職課程に係る

自己点検・評価報告書

(令和7年度)

目次

本報告書について	2
本学の教職課程に係る自己点検・評価の実施要領	3
自己点検・評価結果	
基準1 教育理念・学修目標	5
基準2 授業科目・教育課程の編成実施	7
基準3 学修成果の把握・可視化	11
基準4 教職員組織	13
基準5 情報公表	15
基準6 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	16
基準7 関係機関等との連携	18

本報告書について

本学は、いわゆる「開放制教員養成制度」のもと、学士課程では 7 学部 7 学科、大学院博士前期課程では3研究科 9 専攻において、それぞれの専門分野と関連が深い免許教科に係る教職課程を設置し、中学校および高等学校の教員養成を行っています。

各学位課程においては、本学園の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」を踏まえ、それぞれの目的に応じた教育を展開しているところですが、教職課程においても同様に「偉大なる平凡人たれ」を全学の共通理念とした上で、以下の 4 点の目標を念頭に置いた教員養成教育を行っています。

- (1) 生徒に対して深い親愛の情を持ち、努力を惜しまぬ教育的情熱に満ちた教員を養成する。
- (2) 生徒や他の教員とのコミュニケーションを大切に、つねに開かれた心を持った教員を養成する。
- (3) 自己陶冶に努め、絶えず自らの専門的知識・技能を高める意欲を抱いた教員を養成する。
- (4) 知・徳・体のバランスのとれた人間性豊かな教員を養成する。

このような全学共通の理念・目標のもと、本学では、教職課程を設置する学科・専攻がそれぞれの「教員養成の理念・構想」を定めた上で教職課程を編成・実施し、それを「教職課程委員会」や「全学教育機構教職教育センター」といった教職課程に係る全学組織が支援・統括するという体制で教職課程を運用しています。

こうした組織体制は、本学の教員養成の質保証に一定の役割を果たしてきたところですが、Society5.0 やポストコロナといった将来の予測が困難な時代における児童・生徒の新たな学びに適切に対応するため、本学の教員養成についてもさらなる質向上を図っていくことが必要との観点から、令和 4 年度より、先述の「教職課程委員会」が中心となって、教職課程に関する自己点検・評価を実施しております。

本報告書は、令和 7 年度における本学の教職課程の状況について自己点検・評価をした結果をとりまとめたものです。これを広く社会に公表することで、本学の教職課程のより一層の質向上に努めてまいり所存です。ご高覧の上、本学の教職課程についてご理解・ご支援賜れますと幸いです。

令和 8 年 4 月

大阪産業大学 全学教育機構長

同 教職課程委員会委員長

田村 誠

本学の教職課程に係る自己点検・評価の実施要領

(実施間隔)

- ・継続性を担保するため、毎年度の実施を原則とする。

(実施単位)

- ・効率的な実施を図るため、大学全体を実施単位とする。

(実施体制)

- ・教職課程委員会と教職教育センターの両組織を活用して実施する。
- ・点検・評価の実施主体は教職課程委員会とする。
- ・点検・評価に係る情報収集、資料作成は教職教育センターが行う。

(実施手順)

- ・教職課程委員会は、毎年度初め(4月)の委員会において、当該年度の「点検・評価項目」と、項目ごとの「点検・評価実施月」を審議し、決定する。
- ・教職教育センターは、各点検・評価項目について、実施月に応じて情報収集・資料作成を行い、当該月の教職課程委員会に審議事項として上程する(5月～翌年2月)。
- ・教職課程委員会は、各月の教職課程委員会において、審議事項として点検・評価を行い、その結果を当該月の教授会、研究科委員会に報告する(5月～翌年2月)。
- ・教職課程委員会は、毎年度末(3月)の教職課程委員会において、審議事項として、基準(大項目)ごとの総評を行う。

(点検・評価項目等)

- ・プロトタイプとして、文科省設置の「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」により示された「自己点検・評価の観点」を参考に、別添3のとおり、基準(大項目)、点検・評価項目(小項目)、評価の視点、点検・評価の実施月を設定する。
- ・これらは今後、毎年度初めに見直しを行う。

(点検・評価方法)

- ・点検・評価項目(小項目)ごとに、客観的な資料やデータを用いて現状を点検した上で、充足状況を評定する。
- ・評定は、S～Cの4段階で行う(下表参照)。

評価	充足状況
S	極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
A	良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
B	軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

(結果の公表)

- ・毎年度の点検・評価結果は、翌年度の初めに教職教育センターが「自己点検・評価報告書(教職課程)」としてとりまとめ、教職課程の Web サイトの情報公表ページに掲載する。

(結果の活用)

- ・点検・評価結果を教職課程の改善に活用するため、教職課程委員会委員長は、「自己点検・評価報告書(教職課程)」を内部質保証推進委員会に提出し、学長によるマネジメントを求める。

以上

令和4年4月26日 機関決定

基準1 教育理念・学修目標

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
1-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況 (学科/専攻レベル)	・具体的かつ明確な形で設定されているか	5月	B (B)	情報デザイン学部情報システム学科、建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科及びシステム工学部システム工学科については「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を適切に設定している。また、その他の学部・学科ならびに大学院の各研究科・専攻については、「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」の策定・公表が法令で義務付けられた平成26年度よりも前に課程認定申請を受けたこともあり、当時策定した「教員養成の理念・構想」のまま現在に至っている。そのため、養成したい教員像が不明瞭なものや、教員養成の目標を達成するための計画に具体性のないものが散見される。今後は、カリキュラム改正等の機会に乘じ、見直しを図っていく必要がある。なお、経営学部と経済学部については、令和8年度から施行する新カリキュラムに合わせ、「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定済みである。	令和7年度に設置した情報デザイン学部情報システム学科、建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科及びシステム工学部システム工学科については「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」の策定・公表が法令で義務付けられた平成26年度よりも前に課程認定申請を受けたこともあり、当時策定した「教員養成の理念・構想」のまま現在に至っている。そのため、養成したい教員像が不明瞭なものや、教員養成の目標を達成するための計画に具体性のないものが散見される。今後は、カリキュラム改正等の機会に乘じ、見直しを図っていく必要がある。なお、経営学部と経済学部については、令和8年度から施行する新カリキュラムに合わせ、「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定済みである。
1-2 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス (学科/専攻レベル)	・学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか	5月	B (B)	「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定するにあたり、学生や採用権者の意見を直接考慮するには至っていないが、令和5年度の教職課程委員会において「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定するにあたっての基本的な考え方を整理し、その中で、教員養成に係る文部科学大臣指針や大阪府教員育成指標を参酌すべきことを示している。 (https://drive.google.com/file/d/1HG6-bj_njV7mjbC6Rba15BAQwPtoFvOeb/view?usp=drive_link)	左記により、今後は、教員養成に係る文部科学大臣指針と、それを踏まえた大阪府教員育成指標を考慮して、学科等の「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」を策定する。
1-3 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況 (学科/専攻レベル)	・一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果 (以下「学修成果」という) や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか	5月	A (A)	学位課程においては、社会情勢等の変化を踏まえた改組やカリキュラム改正を行っており、それに合わせて「教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画」の見直しを行っている。 また、試行段階ではあるが、令和5年度より、教職課程における学生の学習成果の可視化を行っており、「教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画」の見直しのための参考資料として、教職課程委員会を通じて学内に共有している。 (https://drive.google.com/file/d/1L06aD2m4lUrzmw2_beRSQ_VGNSEa70l/view?usp=drive_link)	特になし。

(評価の解説)

S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準1 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」は、学位課程におけるディプロマ・ポリシー（学位授与方針）およびカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）に相当し、教職課程の質保証の起点となるものである。そのため、課程ごとに明確な「学修教育目標」を設定した上で、それを踏まえた教職課程の編成方針を示す必要がある。また、その策定にあたっては、各自治体が定める教員育成指標や学生、学校現場等の意見を取り入れることも求められる。

本学における「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」については、一部の学科・専攻においてなお改善の余地がみられるものの、近年の学部再編を契機として継続的な見直しと改善を進めている。これらの検討にあたっては、自己点検・評価の結果や教育を取り巻く環境の変化等も適切に考慮している。

基準2 授業科目・教育課程の編成実施

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評定 (○は昨年度)	現状	課題と改善の方向性
2-1 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況（大学全体レベル）	・複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか	11月	A (A)	学科間で授業科目を共通開設しているのは、経営学部商学科が、中一種免（社会）の課程において、国際学科の「アジア近現代史」を開設している一例のみであるが、他学科の強み、特色を生かした授業開設を行っているといえる。	特になし。
2-2 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況（大学全体レベル）	・ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか	6月	A (A)	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備、図書等の整備状況は、資料2-2-①～③に示すとおりである。整備すべき量的・質的水準について、法令等では規定されていないが、近年本学が行った教職課程認定申請においては、施設・設備、図書等の整備状況について、特段の指摘を受けていないことから、一定の水準を満たしているものと判断することができる。	特になし。
2-3 教育課程の体系性（学科／専攻レベル）	・法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか ・教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか	11月	B (B)	いわゆる「教職専門科目」（教育の基礎的理解に関する科目等）については、教職教育センターがカリキュラムマップを作成し、令和5年11月の教職課程委員会で報告した（資料2-3-①）。これにより、「教職専門科目」については、教員の養成の目標及び計画と、各授業科目の対応関係を明らかにすることができた。 一方、いわゆる「教科専門科目」（教科に関する専門的事項）については、カリキュラムマップの作成には至っていない。ただし、教育職員免許法施行規則第3条および第4条の定めに基づき、各学科において、中一種免および高一種免の法定事項を満たす教職課程の編成を行っており、また、国際学科においては、国が定める「コアカリキュラム」に則り、中一種免（英語）および高一種免（英語）の教職課程を適切に編成していることから、法的な枠組みの中で教育課程の体系性を確保することができているといえる。 なお、学位課程における授業科目には、「教科専門科目」に位置づけられているものとそうではないものがあるが、それぞれの関連性については、各学科が学位課程において作成している「履修系統図」によって確認することができ、適切に確保できているといえる。	左記のように、「教科専門科目」に係るカリキュラムマップの作成に至っていないことから、順次作成を進めていく必要がある。
2-4 ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性（学科／専攻レベル）	・例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか ・到達目標や学修量が適切な水準となっているか	11月	A (A)	「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」に則り、令和4年度から、ICT活用指導力の育成を踏まえた新カリキュラムを施行した。文部科学省から示されている「教員のICT活用指導力チェックリスト」に照らせば、概ね対応することができていると評価できる（資料2-4-①）。	特になし。

<p>2-5 いわゆるキャップ制の設定状況 (学科/専攻レベル)</p>	<p>・1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか</p>	<p>11月</p>	<p>A (A)</p>	<p>キャップ制により、1年間に履修申請可能な単位数は、すべての学科において、48単位以下に設定されているが、「教職専門科目」にあたる授業科目は、キャップ制の対象外としている学科が大半のため、教職課程を履修する学生のうち、特に1年次および2年次の学生の多くは、年間48単位を超えて履修している。なお、一部の学科では、「教職専門科目」の授業科目の一部を学位課程に取り込んだ上で、キャップ制の対象としており、教職課程を履修する学生に対し、一定の配慮をしている。 GPAの分布を見ると、一部の学科において、教職課程の履修者とみられる学生が下位層にあり、単位制度に照らした適切な学修ができていない可能性があるため、注意が必要である (資料2-5-①)。</p>	<p>左記のとおり、教職課程の履修者とみられる学生の一部分が成績不振に陥っている可能性があるが、開放制の大学である以上、CAP制に係る現行の運用はやむをえないと考える。ただし、大学としての何らかの対応は必要であるため、令和7年度より全学部の学修規程を改正し、3年次の教育実習事前指導 (旧「教育実習1」) の履修資格に「GPA2.000以上」の基準を加えた (従来は90単位以上修得、という条件のみ)。これにより、学習意欲の低い学生や成績不振の学生は教職課程の履修を継続できなくなる。</p>
<p>2-6 教育課程の充実・見直しの状況 (学科/専攻レベル)</p>	<p>・学生の学修成果、自己点検・評価結果、学生調査 (アンケート等) 結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか</p>	<p>11月</p>	<p>B (B)</p>	<p>試行段階であるが、令和5年度に策定した「大阪産業大学 教職課程のアセスメントプラン案」及び「教職専門科目」に係る「アセスメントマップ案」に則り、学修成果の検証を行っている (資料2-6-①～③)。ただし、それを踏まえた教育課程の充実・見直しには至っていない。</p>	<p>左記の取り組みを継続することで課題を明らかにし、必要に応じて教育課程の充実・見直しを図っていく。</p>
<p>2-7 個々の授業科目の到達目標の設定状況 (授業科目レベル)</p>	<p>・法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか ・上記のほか、近年の学校現場における諸課題を踏まえ、教員養成段階で求められる資質・能力の育成が図られているか (例: 学校安全への対応、教育職員等による児童生徒への性暴力等の防止等)</p>	<p>12月</p>	<p>B (B)</p>	<p>令和7年度のシラバスでは、国が示す「教職課程コアカリキュラム」の対象となる授業科目 (教職専門科目) の英語の教科専門科目) のそれぞれについて、適切な到達目標が設定されている。また、「教職課程コアカリキュラム」の対象とならない授業科目 (英語以外の教科専門科目) についても、各教科の法定事項に係る一般的包括的内容を踏まえ、適切な到達目標が設定されている。ただし、商業 (高一種免) および工業 (高一種免) の課程で開設している授業科目については、必ずしも十分な到達目標が設定されているとはいえない (資料2-7-①)。 近年の学校現場における諸課題を踏まえた授業内容への配慮は適切に行っている。まず、学校安全について、スポーツ健康学科では保健体育の課程における「救急処置実習」がそれに対応する科目であり、その他の学科では4年次の教職実践演習の授業内でスポーツ健康学科の教員の協力のもと救急処置実習を行っている。また、教育職員等による児童生徒への性暴力等の防止に関する内容については、1年次の「教職入門」の授業内で扱うとともに、教育実習事前指導科目である「教育実習1」においても必要な指導を行っている。</p>	<p>高等学校の商業および工業の「教科」は、その下にある多くの「科目」から構成されている。そのため、両教科の教職課程においては、学生がそれらの科目の内容を広く学ぶことができるよう、必要十分な授業科目を開設した上で、必修・選択必修等の区分を適切に設定することが求められる。専門分野の都合上、対応に限界があることも踏まえつつ、今後の各学科のカリキュラム改正のタイミングに乘じ、段階的に改善していく必要がある。</p>

2-8 シラバスの作成状況（授業科目レベル）	・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容与方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか等	12月	B (B)	<p>教員養成の目標・計画と授業科目の関係については、本学がいわゆる「開放制」により教員養成を行う大学であることに鑑み、あえてシラバスには明示していない。</p> <p>到達目標や授業内容に関しては、2-7でも述べたように、概ね適切に記載されているといえる（資料2-7-①）。</p> <p>授業方法に関しては、「コアカリキュラム」や法定事項により想定される方法に照らして、概ね適切に記載されているといえるが、アクティブ・ラーニング等の新たな教育手法については、特に講義科目において導入が進んでおらず、十分とはいえない（資料2-7-①）。</p> <p>事前・事後学修に関しては、ほとんどの授業科目で、具体的な内容と時間数が記載されている。ただし、設定された単位数に照らし、十分な事前・事後学修の時間が示されていない授業科目が多く見られる（資料2-7-①）。</p>	講義科目におけるアクティブラーニングの導入の推進や、単位の実質化は、高等教育全体の課題となっている。本学においても、内部質保証推進委員会を中心に、FD/SD等による改善のための取り組みが進められているところである。
2-9 アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況（授業科目レベル）	・授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか	12月	B (B)	2-8でも述べたように、アクティブ・ラーニング等の手法の導入が、特に教科専門の講義科目で進んでいない。	同上。
2-10 個々の授業科目の見直しの状況（授業科目レベル）	・学生の学修成果、自己点検・評価結果、学生調査（アンケート等）結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか	12月	B (B)	<p>内部質保証推進組織の統括のもと、毎年、半期ごとに「授業改善のためのアンケート」を実施し、その結果を学部長などの管理職教員と共有することで、授業改善に繋げる仕組みを確立している。</p> <p>さらに令和7年度からは、学生がどの授業科目で学習につまずいているかを可視化し、授業改善に活かすことを目的として、各授業科目の成績分布状況を教職員および学生に公表している。</p>	左記取り組みの成果を今後のシラバス等で確認していく。
2-11 教職実践演習及び教育実習等の実施状況（授業科目レベル）	教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか	12月	A (A)	<p>教職実践演習は、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」に則り、適切な教員組織、配当年次、授業方法により実施している。</p> <p>教育実習は、「教職課程認定基準」の定めにより、大学の主体的関与の下、適切に実施している。また、過去に教育実習先で問題を起こした学生や、問題に巻き込まれた学生がいたことから、それらを未然に防ぐため、ガイダンスの充実や対応マニュアルの整備等、様々な措置を講じている。</p>	特になし。

（評定の解説）

- S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
- A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
- B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準2 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況については、概ね適切な水準にあるといえる。

教育課程について、まず体系性確保の取り組みとしては、カリキュラムマップの策定が挙げられる。これについては、令和7年度に改組設置した情報システム学科、建築・環境デザイン学科及びシステム工学科、ならびに令和8年度に再編を行う経営学科及び経済学科の計5学科において策定済みであり、その他の学科・専攻については、今後のカリキュラム改正の機会に乗じて順次策定を進めていくこととしている。また、ICT活用指導力を担保するために必要な授業科目の体系的な開設については、法令やコアカリキュラムを踏まえ適切に行っている。

各授業科目については、シラバスシステムの入力項目を詳細に設定することで到達目標や授業内容・方法等の適正化を図るとともに、自己点検・評価により、法令やコアカリキュラムへの適合性の観点から詳細な確認を行っている。なお、アクティブ・ラーニングの実施状況には課題がみられるため、学位課程を含めた全学的な取り組みの中で改善を図っていく必要がある。

教育実習については、大学の主体的な関与の下で適切に実施している。また、過去には学生が教育実習において重大な問題を起こした事例もあることから、ガイダンス等で事前指導を徹底しており、近年は重大な問題は生じていない。

基準3 学修成果の把握・可視化

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評定 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
3-1 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況（大学全体レベル）	・成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか	1月	A (A)	本学は、「大阪産業大学 成績評価基準のガイドライン」を定め、Webで公表している。その中で、成績評価基準に基づく評語と、到達目標の達成水準の関係を示す簡易なルーブリックを掲載しており、概ね適切な状況であるといえる。	特になし。
3-2 成績評価に関する共通理解の構築（学科/専攻レベル）	・同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか	1月	B (B)	同一授業科目を複数のクラスに分けて開講する場合は、シラバスを共通化するなどの工夫により、共通の基準で評価が行われるよう配慮している。なお、「教育実習2」については、学年末の成績評価時期に、教育実習科目の担当教員が集まって評価会議を行い、そこでの意見交換や実習校からの評価結果などを踏まえ、適切な評価となるよう配慮している。ただし、厳格かつ客観的な成績評価を行うために、たとえば、共通のルーブリックを用いる、などといった具体的な取り組みは、全学的に進んでおらず、課題となっている。	成績評価の客観性・厳格性の確保は、教職課程のみならず、学位課程も含め、本学全体の重要課題となっているため、FDの実施等により改善に取り組んでいく必要がある。
3-3 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況（学科/専攻レベル）	・教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか ・教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか	1月	B (B)	試行段階ではあるが、全学共通開設の教職専門科目（「教育の基礎的理解に関する科目」等）に関し、「教職課程アセスメントマップ」（教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報）を作成し、そのための情報を確認している。この取り組みにおいては、「履修カルテ」も活用している。また、学科レベルにおいても、経営学科、経済学科、情報システム学科、建築・環境デザイン学科、システム工学科については、「教職課程アセスメントマップ」を今年度作成したところであり、今後、各学科の教員養成の目標の達成状況を確認していくこととしている。	左記以外の学科および大学院各専攻については、「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」が未策定であり、過去に策定が求められていた「教員養成の理念・構想」の段階にとどまっている。そのため、まずはこれらを「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」として再策定する必要がある。 今後は、各学科のカリキュラム改正のタイミングに合わせて順次策定を進めていく予定である。
3-4 成績評価の状況（授業科目レベル）	・各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか ・公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか	1月	B (B)	各授業科目のシラバスにおける「成績評価基準・方法」欄では、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の3領域について、どのような割合で、どのような方法で評価するのか、ということを明示している。それに基づき、各授業担当教員が、厳格に成績評価を行っている。ただし、各授業科目の到達目標に照らし、定量的又は定性的な達成水準が明らかにされているかどうかという点については、現状において、必ずしも十分とはいえない。	各授業科目においては、到達目標に照らした定量的又は定性的な達成水準があらかじめ学生に明らかにされた上で、厳格な成績評価が行われる必要がある。特に、定期試験を実施しないような授業科目については、ルーブリックを活用することが有効であると考えられる。 ルーブリックを大学独自に開発することや、本学が利用しているLMSの「Webclass」に搭載されているルーブリック機能の活用を促すことなどの対応が考えられる。

(評定の解説)

S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準3 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

成績評価に関する全学的な基準については、「大阪産業大学 成績評価基準のガイドライン」を策定・公表している。その上で、各授業科目における成績評価は、各教員がシラバスに示す基準に基づき適切に行っている。授業科目間やクラス間における成績評価の平準化については、これまで十分な取り組みができていなかったが、本年度より内部質保証推進体制のもと成績評価分布の公表を開始しており、今後の改善が見込まれる。一方で、厳格かつ公正な成績評価の観点から、ルーブリック等の成績評価基準の策定が求められるが、現状ではその取り組みは十分とはいえない。

教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況については、経営学科、経済学科、情報システム学科、建築・環境デザイン学科、システム工学科において「教職課程アセスメントマップ」を策定し終えており、今後はこれに基づき学修成果の達成状況を測定していくこととしている。また、その他の学科・専攻については、今後のカリキュラム改正の機会に乗じて、順次「教職課程アセスメントマップ」を策定していく予定である。

基準4 教職員組織

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
4-1 教員の配置の状況(学科/専攻レベル)	・教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)で定められた必要専任教員数を充足しているか	2月	B (B)	教職課程認定基準に定める必要専任教員数は、すべての課程において充足している(資料4-1-①~4-1-④)。ただし、教員数に十分な余裕がなかったり、法令区分に対する教員配置に偏りがあるなど、課題を抱える課程も散見される。	必要専任教員数に関しては、商学専攻の公民の課程と国際経済学科の地歴の課程で、それぞれ課程認定基準に定める必要最低人数の配置にとどまっているものの、令和8年度の改組により課題は解消される。 法令区分に対する教員配置については地歴の課程や数学の課程で課題が見られるため、今後の充員の機会に改善を検討する必要がある。
4-2 教員の業績等(学科/専攻レベル)	・担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況	2月	C (C)	教職課程上の授業科目を担当する専任教員について、近年の活字業績の有無を調査し、それを課程ごとにとりまとめたところ、教職課程認定申請において重視される「過去10年以内の活字業績」が1件も確認できない教員が複数の課程で見られた(資料4-1-①,4-1-②)。	教職課程の授業科目を担当する教員は「教職課程認定基準」において、「学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない」と定められているため、各教員はこれを理解して業績を確保するよう努める必要がある。また、業績を有しているにもかかわらず、学内の研究者データベースに登録していない事例も見られるため、管理部署が教員に登録を促すことも必要である。
4-3 職員の配置状況(大学全体レベル)	・教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか	2月	A (A)	平成29年度に、全学教育機構事務室の分室として、教職教育センター事務室を設置した。同事務室は現在、管理職1名、監督職1名、一般職1名の体制で、学生の免許取得支援、学科・専攻のカリキュラム編成支援、対行政機関手続き等、教職課程運営に関する業務を執り行っている。	特になし。
4-4 FD・SDの実施状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	・いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか ・適切な内容が実施できているか ・実際に参加が確保できているか	9月	B (B)	全学FD・SDや、学部・研究科ごとのFDは毎年実施しているものの、教職課程に特化した形でのFD・SDは実施していない。 ただし、全学FD・SDにおいては、学位課程と教職課程の両方に通じる汎用的な内容を扱っている。 令和7年度においては、「GPS-Academic実施結果に基づく効果的な面談について」というテーマで全学FDを、「『ケアラー』も自分らしく学び、働ける学校」というテーマで全学SDを、それぞれ実施した。参加率は、全学FDが専任教員の8.3%、全学SDが専任教員の51.7%および専任事務職員(法人本部事務局を含む)の75.0%であった(8月22日現在。当日録画のオンデマンド配信を行っているため今後さらに増加する見込み)。	本学は、いわゆる「開放制の原則」に基づく教員養成を行う大学であることから、教職課程に特化したFD・SDの実施は困難である。そこで、当分のあいだは、左記のように、学位課程と教職課程の両方に通じるような全学FD・SDを実施していくことでこれに対応していく考えである。ただし、いずれも参加率が十分とはいえないため、参加率を向上させるための取り組みが必要である。
4-5 授業評価アンケートの実施状況(授業科目レベル)	・個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか	9月	A (A)	教職課程に特化したものではないが、すでに「授業改善のためのアンケート」を全学的に実施している。アンケートは、学生の学習状況や理解度、授業への満足度などを全般的に確認できる内容となっており、FDにも活用し得るものとなっている。	特になし。

(評定の解説)

S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準4 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教員の配置状況については、「教職課程認定基準」に照らし、課程ごとに必要な専任教員数を確保できている。事務職員についても、教職課程の運営上、必要十分な人数を配置している。

教員の研究業績等については、教職課程認定申請で重視される「過去10年以内の活字業績」が1件も確認できない教員が複数の課程で見られた。ただし、学内の研究者データベースにすべての情報が登録されていない可能性もあるため、その点も踏まえた全学的なマネジメントが必要である。

授業評価アンケートやFD・SDについては、学位課程の質保証を念頭に実施しており、教職課程に特化したものは実施していない。本学は「開放制の原則」に基づき教員養成を行う大学であることから、教職課程に特化したFD等の実施は困難であり、学位課程に関わるFD等の中に教職課程にも適用可能な内容を含める形で実施している。

基準5 情報公表

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
5-1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況(大学全体レベル)	・法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行っているか	6月	A (A)	学校教育法施行規則第172条の2に定められた情報については、適切に公表している (https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/educational.html)。ただし、本学は教員養成を主たる目的としている大学ではないため、ここでは、教職課程に関する特別な情報は掲載していない。 一方、教育職員免許法施行規則第22条の6に定める情報に関しては、法令等の趣旨を踏まえるとともに、社会に対してわかりやすい情報となるよう配慮した上で、適切に公表している（資料5-1、 https://www.osaka-sandai.ac.jp/campuslife/teacher_course/idea.html ）。	特になし。
5-2 学修成果に関する情報公表の状況（大学全体レベル）	・大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか	6月	B (B)	教職課程に係る学修成果・教育成果に関する情報については、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、「教員免許取得状況」と「教員への就職状況」に関する情報を公表している。本学は、これを過去数年分公表することで、経年比較しながら確認することができるよう配慮している。	左記により、一定の情報を公表しているとはいえるものの、「求める教員像」とそれを実現するために育成する具体的な知識・能力等（学修教育目標）が必ずしも明確に設定されていないため、今後は、その点を整理した上で、学修目標・教育目標に照らした学修成果・教育成果の達成状況を評価し、その情報を公表していく必要がある。なお、これについては、令和5年度より改善を進めているところであり、大学全体部分に関しては「求める教員像」とそれを実現するための学修教育目標等の案を策定し、現在は学習成果の検証を試行中である。
5-3 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況（大学全体レベル）	・根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか	6月	A (A)	本学は、令和4年度から教職課程に係る自己点検・評価を実施している。その結果は、自己点検・評価報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表している。 (https://www.osaka-sandai.ac.jp/campuslife/teacher_course/idea.html)。	特になし。

(評価の解説)

S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準5 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教職課程に関する情報公表は、法令に基づき適切に実施しており、その際には社会に対しても分かりやすい情報となるよう配慮している。

また、令和4年度から新たに義務化された自己点検・評価結果の公表についても、適切に対応している。

今後に向けては、教職課程における大学の教育成果や学生の学修成果に関する情報を、より積極的に公表していくことが課題である。

基準6 教職指導(学生の受け入れ・学生支援)

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評定 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
6-1 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができていますか ・教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 	7月	B (B)	<p>本学の教職課程に関する情報は、ウェブサイトや大学案内等に掲載しており、受験生は事前に確認することができます。また、オープンキャンパスでも、受験生から相談があれば、教職教育センターの教員が対応している。</p> <p>さらに、学生の入学直後には、教職オリエンテーションを実施し、教職課程に関する全般的な説明を行っている。</p> <p>以上のほか、一部の学科では、独自のオリエンテーションを行い、積極的に教職課程履修者の確保に努めている。</p> <p>これらにより、本学に入学してくる約2,000名の学生のうち、毎年約200～300名が、1年次から教職課程の履修を開始する。</p>	1年次に教職課程の履修を開始する約200～300名の学生のうち、最終的に教員免許状を取得する学生は、例年100名足らずとなっているが、本学は開放制の教員養成大学であるため、途中から学位課程の学習に専念する者や、教員以外の進路を選択する者が多く、やむを得ない数字である。
6-2 学生に対する履修指導の実施状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行っているか ・「履修カルテ」を適切に活用できているか 	7月	A (A)	<p>教職課程に関する履修指導を実施するための施設として、教職教育センター事務室を置いている。本事務室には、令和7年7月1日現在、3名の専任事務職員を配置している。本事務室には、中学校・高等学校の全教科の教科書のほか、教職課程関係の雑誌や書籍を置き、学生の閲覧に供している。</p> <p>さらに、教職課程を履修する学生の自習施設として、教職課程演習室を設置している。本演習室には、学校現場で使用されているような什器類や電子黒板を置くことで、学校現場に似た雰囲気を作り出し、学生が模擬授業を効果的に実施できるよう配慮している。</p> <p>また、学生が3年次前期から履修する「教育実習1」は、教職課程における担任制の機能も有しており、担当教員は「履修カルテ」も活用しながら学生への教職指導を行っている。</p> <p>加えて、各学年の履修指導ガイダンスや教育実習関係ガイダンスにおいては、教員と事務職員による教職協働体制で適切な履修指導を行っている。</p> <p>以上のような全学レベルにおける対応や取り組みのほか、学科独自の対応や取り組みを行っている事例もある。たとえば、教育実習科目に学科独自の履修条件を定めている事例等があげられる。</p>	特になし。

<p>6-3 学生に対する進路指導の実施状況(大学全体レベル)(学科/専攻レベル)</p>	<p>・学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか</p>	<p>7月</p>	<p>A (A)</p>	<p>教職教育センター事務室がキャリアセンターと連携しながら、教員の求人情報および教員採用試験情報の周知、教員就職後のキャリアイメージ構築支援を目的とした本学出身の現職教諭による講演、教員免許状取得見込み者全員への講師登録に関する基礎的情報の提供など、年間を通じて教職への入職に関する情報提供を行っている。 更に、過去の学生アンケートで多くの要望があった、教育ボランティアに関する求人情報の提供およびその斡旋を行うことにより、教員就職へのミスマッチ防止に寄与している。 また、一部の学科では、教職ゼミ等を設置し、教員採用試験対策や教育現場での教育体験を行うなど、学生の様々なニーズに応えるよう努めている。</p>	<p>特になし。</p>
---	--	-----------	------------------	--	--------------

(評定の解説)

- S: 極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。
- A: 良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。
- B: 軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C: 重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準6 総評(期末における状況、次期に向けた改善の方向性等)

本学は、いわゆる「開放制」による教員養成を行う大学であるが、毎年多くの入学者が教職課程の履修を開始している。これらの学生に対する履修指導については、組織体制や施設・設備を整備したうえで適切に実施している。ただし、途中から学位課程の学修に専念する者や教員以外の進路を選択する者が多いため、教職課程を履修した学生のうち、最終的に免許を取得するのは半数未満である。特に、4年次における教育実習と就職活動の期間重複が課題であることから、令和7年度以降の入学生からはカリキュラムに「学校体験活動」を開設し、優秀な学生については3年次後期に当該科目の履修を認めることで教育実習期間を短縮できるよう配慮している。

履修指導については、教職教育センター所属の教員と事務職員が連携して適切に実施している。教員は「教育実習1」の授業で担任的な役割を担い、履修カルテを活用しながら一人一人の学生に対してきめ細かな指導を行っている。事務職員はガイダンスや履修登録指導を通じてその役割を果たしている。

教職への入職支援については、教職教育センターがキャリアセンターと連携して実施している。教職に関する情報提供に加え、近年では教員採用試験対策講座の開催やボランティア活動の支援など、多岐にわたる支援を行っている。

基準7 関係機関等との連携

点検・評価項目	評価の視点	点検・評価実施月	評価 ()は昨年度	現状	課題と改善の方向性
7-1 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況（大学全体レベル）	・教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか	10月	B (B)	近年、近隣自治体の教育委員会の採用担当者が本学を訪問し、教員採用試験や常勤講師登録に関する個別案内を行う機会が増加している。また、教職大学院の教職員による個別の進学説明会が本学で実施されることもある。これらの機会を通じて、地域の教育課題や求められる教員像を把握し、学生へのキャリア支援の充実につながるような取り組みはできていない。	当該項目の実現に向けた具体的な取り組みとしては、教職課程に係る外部評価委員会を設置し、教育委員会等の参画を得ることが考えられる。しかしながら、コストや人的負担の面から、現時点での実施は困難である。そこで本学では、「教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画」に、大阪府教育委員会が示す教員育成指標（OSAKA教職スタンダード）の内容を反映させることにより、地域の教育課題を踏まえた教育課程の充実を図ることとしている。
7-2 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況（大学全体レベル）	・教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか ・学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか	10月	A (A)	教育実習の実施にあたっては、教職教育センター事務室が窓口となり、実習校との連携・協力体制を構築している。教育実習期間中に問題等が生じた場合には、危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、学内に必要な体制を整備している。 また、教育実習期間中には、教育実習担当教員（教職教育センター所属の専任教員、スポーツ健康学科においては当該学生の実践研究担当教員）が実習校を訪問し、授業参観および実習校指導教諭を交えた面談を通じて、学生への指導を行っている。さらに、学校体験活動等については、近年、大阪市、滋賀県、神戸市などの教育委員会と連携し、学生に対して貴重な活動機会を提供している。	特になし。
7-3 学外の多様な人材の活用状況（大学全体レベル）	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか	10月	A (A)	教職課程全体の振り返りを行う授業科目である「教職実践演習（中・高）」において、教育委員会の担当者（現場経験を有する者）をゲストスピーカーとして招き、授業への参画を得ている。これにより学生が教育現場の諸課題を具体的に理解し、考えを深めることができるよう配慮している。	特になし。

（評定の解説）

S：極めて良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが卓越した水準にある。

A：良好な状態にあり、「教員養成の目標」を実現するための取り組みが概ね適切である。

B：軽度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けてさらなる努力が求められる。

C：重度な問題があり、「教員養成の目標」の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

基準7 総評（期末における状況、次期に向けた改善の方向性等）

教育委員会との連携・交流については、近年の教師不足の影響もあり、その機会が増加している。その結果、各地域の教育課題や教員育成に関する考え方に触れる機会も増え、学生の教職への入職支援は充実しつつある。しかし、教育課程への反映には至っておらず、今後の課題となっている。

教育実習校との連携については、専任教員による教育実習中の訪問指導を原則として実施していることから、適切に行えているといえる。また、近畿圏の教育委員会や地元大東市の学校との連携により、学校現場での体験活動の機会提供にも努めている。

学外の人材活用については、「教職実践演習（中・高）」において、教育委員会の担当者をゲストスピーカーとして招き、授業への参画を得ている。